

平成25年9月17日

各位

J A くまがや

台風18号による災害に対する対応についてのお知らせ

この度、台風18号により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された県内熊谷市内の被災者の皆様に対しまして、J A くまがやでは以下のとおり、便宜的なご対応させていただきますのでお知らせいたします。

1. 貯金証書・通帳・印鑑等を紛失された被災者の方は、お支払いについてお気軽にご相談ください。
2. 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前の払戻に応じます。
また、これを担保とする貸付にも応じますのでご相談ください。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形をお持ちの被災者の方はご相談ください。
4. 国債を紛失された被災者の方はご相談ください。
5. 汚れた紙幣は引換えますので、窓口までお持ちください。
6. 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、ご融資について便宜を図らせていただきますのでご相談ください。